

機構専門医更新 申請要件・必要単位

申請要件

- (1) 現に専門医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2) 専門医の資格を取得後、引き続き週 3 日以上単一の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務に従事していること

※学会専門医資格を保持しているものが機構専門医更新申請を行う場合は、申請時点までに週 3 日以上単一の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務に従事していること。

- (3) 更新申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から更新申請する年の 3 月 31 日までの間に、所定の実績があること

所定の実績 (50 単位)

項目	取得単位
i) 診療実績	最小 5 単位, 最大 10 単位 ※単位付与規定有
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位, 最大 10 単位 (医療安全講習会, 感染対策講習会, 医療倫理講習会をそれぞれ 1 単位取得)
iii) 麻酔科領域講習	最小 15 単位 (上限なし) (このうち 10 単位は本学会主催の講習会であること)
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最小 6 単位 (上限なし) (このうち 6 単位は学術集会への参加単位)
合計	50 単位

実績詳細

i) 診療実績 最小5単位, 最大10単位

- (1) 主担当医, あるいは指導医として担当した麻酔症例1例につき 0.02単位
(一つの症例につき, 主担当医最大2名, 指導医最大2名の合計4名まで認める)

- (2) ペインクリニック, 入院患者疼痛管理, 緩和ケア担当症例1例につき 0.1単位
集中治療での担当症例1例につき0.1単位
救急医療での担当症例1例につき0.1単位

診療実績10単位付与規程・・・申請する年から20年前に麻酔科専門医を取得し, 引き続き資格保持者は診療実績の10単位を付与します。ただし臨床実績報告書の提出は必要です。

ii) 専門医共通講習受講実績 最小3単位, 最大10単位

必修3項目(医療安全講習会, 感染対策講習会, 医療倫理講習会)をそれぞれ1単位以上含むこと。

e-learningでの受講も可能です。

※院内講習等の本学会が認定または実施していない講習は受講証明書の提出が必要です。

- ・2017年度までの院内講習等は院内発行の受講証明書可
- ・2018年度以降の院内講習等は日本専門医機構の承認を受けた受講証明書が必要

iii) 麻酔科領域講習受講実績 最小15単位(上限なし)

このうち10単位は日本麻酔科学会主催の講習会であること。

e-learningでの受講も可能です。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最小6単位)

- ・最小6単位は「(1)学術集会への参加」で取得すること。
ただし, 参加単位は6単位以上認められません。
- ・参加単位には, 少なくとも1回は日本麻酔科学会 年次学術集会参加を含めること。

(1) 学術集会への参加(必須6単位, 上限6単位)

学術集会への参加単位は必須6単位, 上限6単位までとする。

また、学会年次学会の出席 1 回 3 単位を必須とする。

※年次学会の出席：3 単位/1 回 支部学会の出席：2 単位/1 回

ただし、上記参加単位は日本専門医機構の単位とする。

(2) 学会等での発表

認められた学会等での発表に関して、筆頭演者と第 2 共同演者のみ同じ単位数が算定されます。それぞれの単位数は単位表を確認ください。

※第 2 共同演者：筆頭著者の隣の演者

第 3 共同演者以降の単位は算定できません

証明書類として抄録と学会の名称、回、会期が確認できるもの（抄録の表紙または HP）を併せてご提出ください。

※日本麻酔科学会の発表はマイページから印刷可能です。

(3) 学会出版物発表・査読

学会出版物

認められた学会雑誌への論文発表に対して、著者全員に算定されますが、筆頭著者、共著者の単位数が異なります。それぞれの単位数は単位表を確認ください。

証明書類として論文のコピー（全文）と出版物の名称、発行日、号が確認できるものをご提出下さい。

学会雑誌の論文査読

認められた学会雑誌の査読を行った場合、1 論文につき 1 単位算定できます。認められた学会雑誌は、単位表をご確認ください。

査読の証明書は、査読時の Thanks mail または、査読者マイページの画面を印刷し、査読 ID が確認できるものを提出ください。

(4) 専門医試験に関する業務

専門医試験問題作成および、周術期管理チーム認定試験、試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合、1 年度につき認められた単位数が算定できます。

(5) 講演会等での座長、司会

講演会などで座長、司会を 1 時間以上行った場合、麻酔科領域専門医委員会で審議をし、認められたものに限り、1 開催につき 1 単位の算定ができます。

証明書類として実施年月日、講演場所、講師名、対象者、講演内容が確認できるものと、講演実施を施設が証明したものを併せて提出ください。

(6) 地域や学校などでの学術講演

地域や学校などで1時間以上の学術講演を行った場合、麻酔科領域専門医委員会で審議をし、認められたものに限り、1開催につき2単位、年間で2単位まで算定ができます。申請時に抄録、プログラムのコピーなど講演を行ったことがわかるものを提出して下さい。

証明書類として実施年月日、講演場所、講師名、対象者、講演内容が確認できるものと、講演実施を施設が証明したものを併せて提出ください。

医育機関で講義を行った場合も、1講義につき2単位、年間で2単位まで算定できます。学年や対象学生が異なる場合でも年間で2単位以上は算定できません。

(7) 学校の校医業務

学校の校医を1年以上務めた場合、2単位を算定できます。これは2単位より多くは算定できません。申請時に委嘱状のコピーを提出してください。

(8) 日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合 1年度につき2単位算定します。申請時に証明となるものを提出してください。